

全建事発第 133 号
平成 25 年 3 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

このたび、国の平成 24 年度補正予算が 2 月 26 日に成立したところですが、国土交通省では「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することとしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況にかんがみ、国土交通省より、別紙のとおり前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するとともに、この金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いを定めた旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方ご協力をお願いいたします。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証事業会社の支店等にお問い合わせ願います。

以上

(担当：事業部)